

7/30 小麦の刈取激励訪問



今年は長雨・日照不足の影響により、小麦の生育への影響が心配された中、7月30日の忠類地区における小麦刈取作業の激励訪問に、谷内会長が寺林議長、伊藤副町長とともに出席しました。



のうち知ツク情報 vol.4

共有名義の農地の持分を、単独で所有権移転したい

例えば、姉妹5人で共有する農地を所有している場合、共有者（姉妹）の同意なしで、自分の持分だけを農地法第3条の許可を得て、第三者に所有権の移転をすることはできないのかという相談があったとします。

農地法上では、共有名義の農地の持分を、共有者の同意を得ずに、第3条の許可を得て第三者に所有権を移転することは可能であるという解釈は否定できません。

しかしながら、農地法第3条の許可にあたっては、他の姉妹4人とその第三者において今後、その農地を共に耕作するという前提で判断がされることとなりますので、一般的には、別々の経営体が共有名義の農地で一緒に耕作することは非常に難しいのではという論点となります。

すなわち、共有名義の農地については、共有者同士の権利の持分だけが決まっており、面積区分で第三者と共有者（姉妹）の所有を明確に出来ず、別々の経営体と同じ農地を共に全て耕作することになるので、現実的には、許可が下りるには大変難しくなるものと考えられます。

◆ 広報委員 ◆
 委員 長
 副委員 長
 委員 員
 委員 員
 委員 員
 委員 員

松 湯 佐 渡 高 多 佐
 久
 本 佐 間 邊 橋 田 藤

茂 博 ひ 孝 悦
 誠 ろ 篤
 雄 孝 子 二 啓

各種申請は毎月10日までに

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会事務局に申請をしてください。

なお、総会や現地調査等で事務局員が不在となる場合がありますので、電話による事前照会・予約をお勧めします。

申請書の様式は、幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】

観光・産業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会
 ⇒ ○各種様式 を順にクリック